

<記入上の注意>

- 1 様式第1号「2 対象となる高校生等について」の欄は、次によって記入してください。
- (1) 現在通っている学校の在学期間について、在籍校欄に記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間について前籍校欄に記入してください。
 - (2) 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
 - (3) 「学校種等」の欄は、次から選択して記入してください。
 - ①高等学校（全日制）、②高等学校（定時制）、③高等学校（通信制）、④高等学校（専攻科）、⑤中等教育学校（後期課程）、⑥中等教育学校（専攻科）、⑦高等専門学校（1～3学年）、⑧専修学校（高等課程）昼間学科、⑨専修学校（一般課程）昼間学科、⑩専修学校（高等課程）夜間等学科、⑪専修学校（一般課程）夜間等学科、⑫専修学校（高等課程）通信制学科、⑬専修学校（一般課程）通信制学科、⑭各種学校（外国人学校）、⑮各種学校（その他）、⑯特定教育施設
- 2 様式第1号「3 保護者等の収入等の状況について」の欄は、次によって記入してください。
- 【専攻科以外の場合】
- (1) 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次のア～オは除きます。
 - ア 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - イ 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ウ 法人である未成年後見人
 - エ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - オ その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給している世帯の場合は、基準日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を添付してください。生業扶助を受給していない世帯の場合は、保護者等全員の課税証明書を添付してください。
 - (3) 必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
離婚、死別等により親権者が1名の場合、親権者が存在するものの以下の場合は、親権者1名の課税証明書等の提出が必要となります。
※ 家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書を提出できない場合（例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合）は、その親権者については「親権者が存在しない場合」の取扱いをします。
 - (4) 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合は、選任されている者（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分）の課税証明書等の提出が必要となります。ただし、未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
 - (5) 高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（医療保険各法（注）における扶養者等）が申請する場合は、その者の課税証明書を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。
※ 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- 【専攻科の場合】
- (1) 生計維持者とは、
 - ア 生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - イ 生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（ア）～（エ）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
(ア) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
(イ) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
(ウ) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
(エ) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
 - (2) 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。
 - (3) 上記（1）アに該当するときは、父母全員の課税証明書を添付してください。
 - (4) 上記（1）イに該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書を添付できない場合（例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書を添付できない場合は、「父母が存在しない場合」に該当します。
 - (5) 生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）が申請する場合は、その者の課税証明書を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。